

大和市告示第58号

大和市被虐待障がい者支援要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市被虐待障がい者支援要綱の一部を改正する要綱

大和市被虐待障がい者支援要綱（平成27年大和市告示第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「6,090円」を「6,500円」に改める。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第6条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による支援から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、第4条の規定による申請を行った被虐待障がい者（以下「申請者」という。）が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第5条第1項の規定による支援の決定を行わない。

別表中「第8条」を「第9条」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。